

本 論

1 . 谷津田の自然と農業

1-1 はじめに

野田市は江戸川、利根川及び歴史ある利根運河に囲まれ、これらに接した低平地の水辺環境と数多くの平地林や谷津田が分布し、都市地域と豊かな自然が共存している。このうち谷津田は、都市化進む中で2次的自然環境の場を提供していることから、今後とも引き続き農地として利用され、こうした自然環境を維持・保全出来るよう、適切な整備と保全・管理をすることが必要になっている。

市では「国内希少野生動植物種」に指定されている猛禽類をはじめ、環境省や千葉県のレッドデータ該当動植物が数多く生育・生息している。その中でもオオタカやサシバなどの主要な生息地は二ッ塚の森や三ッ堀の谷津など広域的であり、これらの自然生態系の保全の必要性を踏まえ、検討を重ね、自然環境保護対策基本計画書(平成18年3月修正版)を策定したところである。

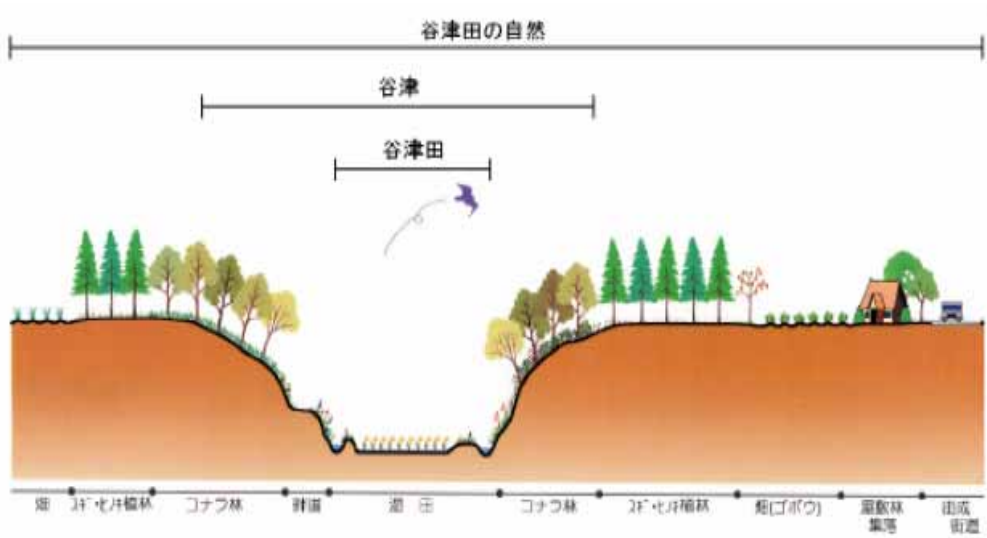
野田市江川地区周辺の谷津田、里山は、貴重動植物が多く生存・生育する生態系、自然環境にある。しかし、江川地区の谷津田は、農業従事者の高齢化、後継者不足及び農地の未整備等により耕作放棄、遊休化が進んでいる。

このため今後、この自然環境に恵まれた谷津田や里山の保全・管理並びに多面的機能の利活用のため、地域住民、都市住民、行政等が一体となった方策等について調査・研究し、人と自然が共生した地域づくりに向けた指針並びにモデル計画を策定することを目指すものである。

1-2 谷津田の役割等

(1)谷津田の役割

多様な生態系を有する「谷津田の自然」は、水田や畑、雑木林、屋敷林、集落などの様々な要素によって構成されており、多くの野生動植物が生育・生息する環境空間の拠点となっている。



平成 12 年度の関東管内の谷地田(=谷津田)の賦存量は、6,843ha(全国比 26.9%)であり、そのうち千葉県は 3,238ha で 47.3%を占めている。野田市は 408ha と県全体の 12.6%(水田面積比(野田市/県)=1.8%)を占め、全水田に占める割合は高く、野生動植物の生育・生息する環境空間を提供している。また、効率的ではないが作物生産機能も併せもっている。

1. 農林業センサスの定義によれば「谷地田」とは、台地に挟まれた細長い谷にある水田をいう。この場合、ほ場の形状は問わない。
2. 農村開発企画委員会の農村整備辞典によれば、「谷地田」とは谷地にある水気の多い湿田のことを指し、谷津田ともいう。
3. 野田市の「谷地田」面積は、データがないので第 4 次土地利用基盤整備基本調査(2001 年 3 月 31 日)結果に基づき、上記 1 の定義にあう団地面積を集計したものである。なお、同調査結果は、江川地区の面積を調査対象外としていたので約 95ha を追加集計した。

野田市の現在の谷津田は、ところどころにヨシやハンノキが生えた風景になっているが、少し前までは全面に秋の豊かな実りが約束された地域であった。斜面林に囲まれながら深く続く谷津は千葉県北西部を代表する原風景として季節の移り変わりを美しく彩う自然を潜在的にもっている。

ほとんどの谷津田は、斜面林からの湧水(大草地区の数カ所湧水、江川地区の湧水 5 カ所)や排水路を自然な小川に変えて、ホタル、カエル、モクスガニ、ミドリシジミ、サシバ及びオオカタなど動植物の貴重な生息地となっている。

谷津田を市民農園などの利活用により、都市住民と農村住民との共生交流の場として活用され、かつ市民の農業への理解を深めるとともに、地域の活性化にも寄与している。

また、谷津田は大人にとって懐かしく、子供にとって生き物と触れ合う遊び場を提供して、情操教育の場として寄与している。

谷津田を小学生を対象に田植え・稲刈りなどの農作業を行う農業体験ほ場(大草地区：稲刈り体験など)を提供し、農業生産の営みの尊さを享受させている。

以上のことから、谷津田地域を維持・保全(人が営む農業により)することにより、野鳥や多くの生物にとってなくてはならない貴重な自然環境と生態系を守る多面的機能を発揮させている。

このことは、谷津田を保全・管理・活用することにより都市住民・地域住民などへの貴重な公共空間の提供である。

(2) 広域的な谷津田の分布と保全状況

広域的な谷津田の分布状況と特性

ア. 対象となる野田市の位置する千葉県において、谷津田のある集落は 450 集落を数え、集落率では 12.8% であり、谷津田箇所は 1,193 箇所、谷津田面積は 3,238ha

イ. 千葉県は谷津田のある集落率では 47 都道府県 6 位、集落数では 4 位、谷津田箇所では 4 位、谷津田面積 2 位と、全国有数の谷津田が分布する地域のひとつ

現在(平成 17 年農林業センセス)、千葉県内において、谷津田のある集落は 450 集落を数え、総集落数(3,516 集落)の 12.7% を占め、全国平均(5.0%)及び関東農政局管内(10 都県)平均(5.7%)の 2 倍を超え、管内では茨城県(17.3%)について第 2 位である。千葉県の谷津田のある集落率は、全国 47 都道府県中第 8 位と、千葉県は谷津田の多い地域のひとつとなっている。

また、450 集落を数える谷津田のある集落のうち、分布する谷津田箇所数は延べ 1,193 箇所、谷津田面積は 3,238ha を数えている。つまり、谷津田のある集落内にある 1 集落当たり谷津田箇所は 2.7 箇所、1 箇所当たりの谷津田面積は 2.7ha であり、こうした規模は全国平均、関東農政局管内平均を上回る状況で、谷津田のある集落では複数で、しかも比較的広い谷津田を抱えている状況である。

「谷津田」の定義

1. 台地にはさまれた細長い谷にある水田(「2000 年農林業センセス用語解説」農林水産省による)
2. 谷地にある水気の多い湿田(「農村整備用語辞典」(財)農村開発企画委員会による)

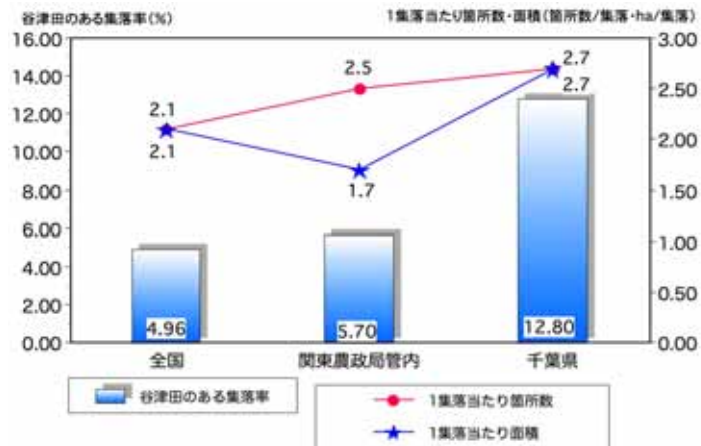
< 広域的(関東農政局管内)な谷津田の賦存状況(平成 17 年) >

	総集落数	谷津田の ある集落数	谷津田の ある集落率	谷津田箇所	谷津田面積	
	集落	集落	%	箇所	ha	
全 国	139,465	6,923	5.0	14,637	31,130	
関 東 農 政 局 管 内	28,112	1,602	5.7	3,942	6,843	
千 葉 県	3,516	450	12.8	1,193	3,238	
茨 城 県	3,819	660	17.3	1,641	2,382	
栃 木 県	3,316	154	4.6	421	279	
群 馬 県	2,022	93	4.6	250	449	
埼 玉 県	4,112	23	0.6	89	19	
東 京 都	247	2	0.8	32	8	
神 奈 川 県	1,376	15	1.1	25	35	
山 梨 県	1,614	27	1.7	28	27	
長 野 県	4,754	105	2.2	150	306	
静 岡 県	3,336	73	2.2	113	100	
千葉県・ 茨城県 以外の 谷津田の ある集落 率の高い 都道府県	宮 崎 県	2,700	743	27.5	1,629	1,231
	京 都 府	1,703	310	18.2	623	1,033
	石 川 県	1,915	287	15.0	805	1,181
	三 重 県	2,112	273	12.9	429	2,974
	新 潟 県	5,078	644	12.7	1,306	5,673
	佐 賀 県	1,931	217	11.2	417	792

- (注) 1.(資料)「農林業センセス」農林水産省、平成 17 年
 2. 谷津田のある集落率=谷津田のある集落数/総集落数*100(%)
 3. 谷津田のある集落率の高い都道府県は集落率 10%以上

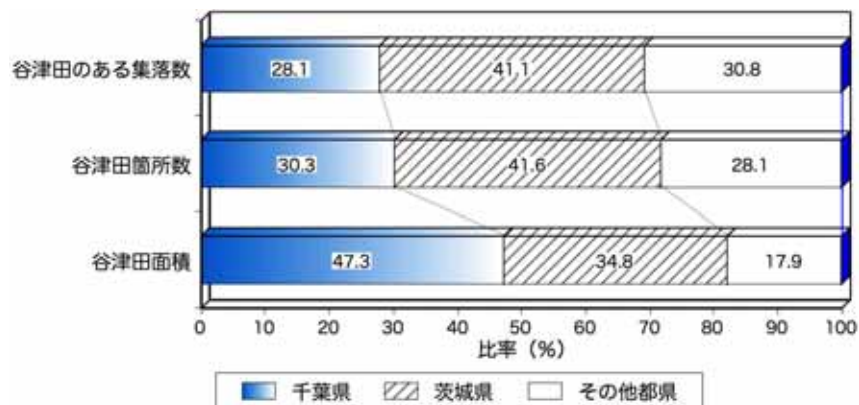
さらに、関東農政局管内(10 都県)のうち千葉県は、「谷津田のある集落数」では 28%、「谷津田箇所」では 30%、「谷津田面積」では 47%をそれぞれ占め、谷津田への対応取組が他都県にくらべ優先度の高い施策となること背景がある。

< 谷津田のある集落率及び谷地田の規模(平成 17 年) >

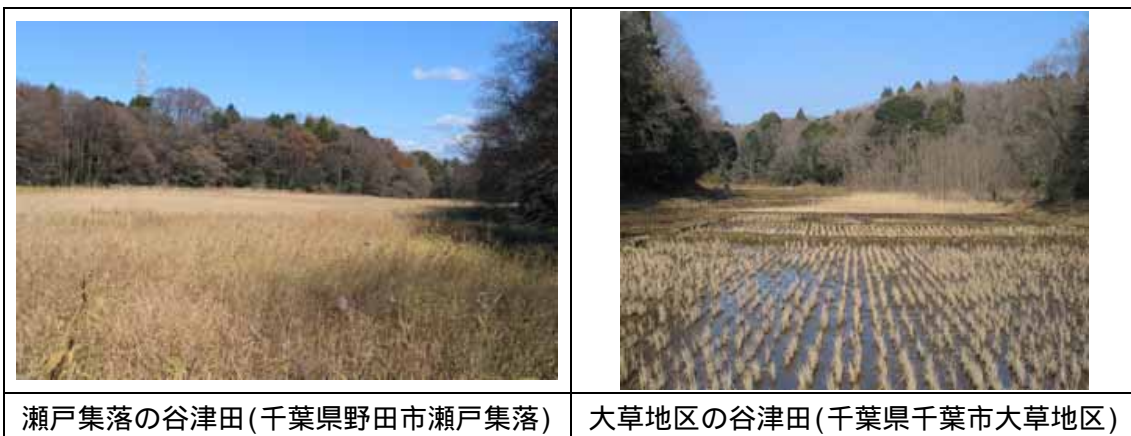


- (注) 1.(資料)「農林業センセス」農林水産省、平成 17 年
 2. 谷津田のある集落率=谷津田のある集落数/総集落数*100(%)
 3. 1 集落当たり谷津田箇所数(谷津田面積)=谷津田箇所数(谷津田面積)/谷津田のある集落数(箇所/集落、ha/集落)

< 関東農政局管内における千葉県内谷津田の賦存割合(平成 17 年) >



- (注) 1.(資料)「農林業センセス」農林水産省、平成 17 年
 2. 千葉県占有率=千葉県内の谷津田のある集落数(谷津田箇所数、谷津田面積)/関東農政局管内総数*100(%)



瀬戸集落の谷津田(千葉県野田市瀬戸集落)

大草地区の谷津田(千葉県千葉市大草地区)

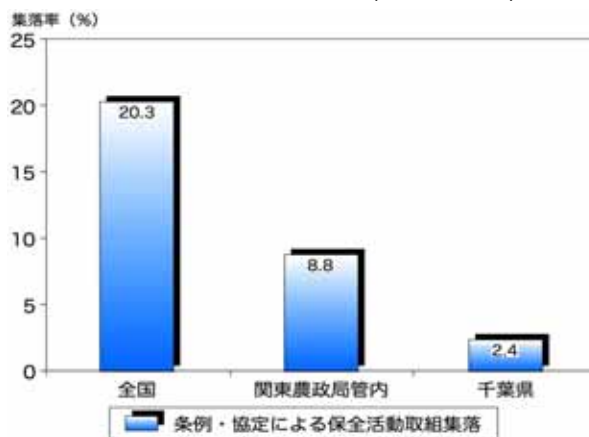
谷津田保全の根拠となる条例等の制定状況

谷津田の保全の根拠(例えば、谷津田保全に係る都道府県条例・市町村条例の制定及び地元との協定締結など)については、全国で条例・協定締結に依拠し谷津田の保全を実施している集落は 1,406 集落を数え、そのうち関東農政局管内では 141 集落、そして千葉県は 11 集落に止まる。

谷津田のある集落における条例等の制定率では、全国平均は 20.1%であるが、関東農政局管内では 8.8%、千葉県は 2.4%に止まり、千葉県は全国的には谷津田が多い反面、保全活動を支える制度的枠組みの確立がやや立ち遅れている状況にある。

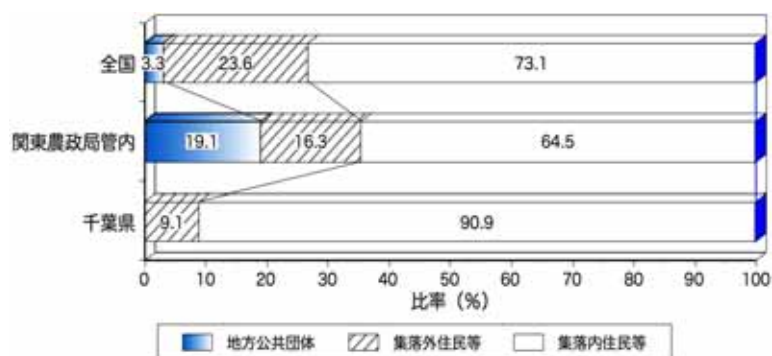
また、谷津田の保全活動主体では、全国では集落内住民等が主体である場合が多いものの、千葉県はやや行政主導の割合も高く、やや行政主導による保全活動が前面にでる場合もある。

< 谷津田の保全根拠形態(平成 17 年) >



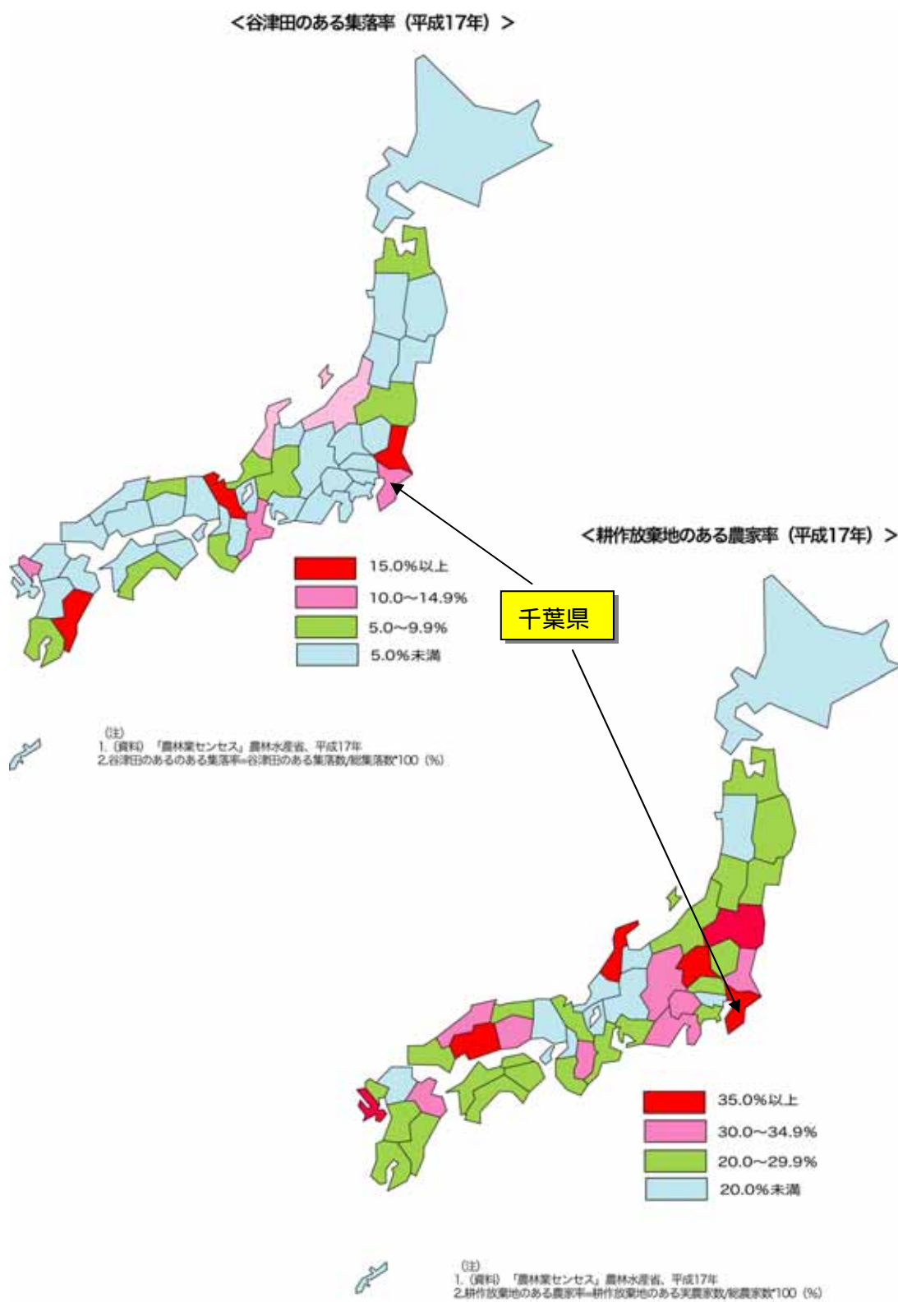
- (注) 1.(資料)「農林業センセス」農林水産省、平成 17 年
 2. 取組集落率=保全活動取組集落数/谷津田のある集落数*100(%)

< 谷津田保全の取組主体(平成 17 年) >



- (注) 1.(資料)「農林業センセス」農林水産省、平成 17 年
 2. 取組集落率=取組集落数/谷津田のある集落数*100(%)

< 参考図：都道府県別谷津田のある集落率及び耕作放棄地のある農家率 >



3) 耕作放棄地の発生状況

千葉県内の耕作放棄地の発生状況

千葉県において耕作放棄地のある農家率は40.4%、耕作放棄地率は8.7%で、農家率は全国第2位と全国平均を大きく上回る。

千葉県内の耕作放棄地の発生状況(平成12年)では、耕作放棄地のある農家数は37,109戸、耕作放棄地面積は9,556haとなっている。比率で換算すると、耕作放棄地のある農家率は40.4%、耕作放棄地率は8.7%に達する。

こうした千葉県の現状において、まず耕作放棄地のある農家率は全国平均より13ポイント、関東局管内平均より9ポイント上回り、耕作放棄地率(平成12年、農家のみ)では全国平均を3ポイント、関東局平均と同等である。

このように、千葉県において耕作放棄地率は関東局平均と同等であるものの、耕作放棄地を保有する農家が5戸に2戸と多く、しかも耕作放棄地のある農家率は福島県に次いで全国2位という状況にある。

(注) 耕作放棄地のある農家数データは農林業センセス(平成17年)が未公表のため、数字は平成12年次のデータによる。

< 広域的(関東農政局管内)な耕作放棄地の賦存状況(平成 12 年、平成 17 年) >

	耕作放棄地のある農家数	耕作放棄地面積	耕作放棄地のある農家率	1戸当たり耕作放棄地面積	耕作放棄地率			
					農家のみ		平成17年土地もち非農家分を含んだ比率	
					平成12年	平成17年		
戸	ha	%	ha/戸	%	%	%		
全 国	845,418	210,019	27.1	0.248	5.1	5.8	9.7	
関東農政局管内	157,183	32,055	31.1	0.204	8.7	9.5	15.2	
千葉県	37,109	9,556	40.4	0.258	8.7	9.3	15.5	
茨城県	44,303	12,060	34.6	0.272	7.9	9.4	13.7	
栃木県	15,765	4,402	20.3	0.279	3.7	4.6	7.4	
群馬県	23,919	7,082	36.5	0.296	10.8	12.8	20.9	
埼玉県	24,206	5,951	28.6	0.246	7.9	9.0	16.5	
東京都	1,953	535	12.6	0.274	6.7	6.5	14.8	
神奈川県	6,745	1,445	22.0	0.214	7.8	9.4	14.3	
山梨県	13,165	2,959	30.8	0.225	12.2	14.7	23.4	
長野県	46,700	10,907	34.3	0.234	10.9	12.1	17.5	
静岡県	26,480	5,692	31.8	0.215	9.0	10.5	18.5	
関東局以外で耕作放棄地のある農家率の高い都道府県	長崎県	20,670	5,981	46.5	0.289	13.6	15.5	27.1
	福島県	44,137	15,651	39.7	0.355	10.5	11.5	14.9
	広島県	30,494	5,567	37.1	0.183	10.3	12.1	20.3
	石川県	12,841	3,013	35.0	0.235	7.5	8.7	15.4

(注)

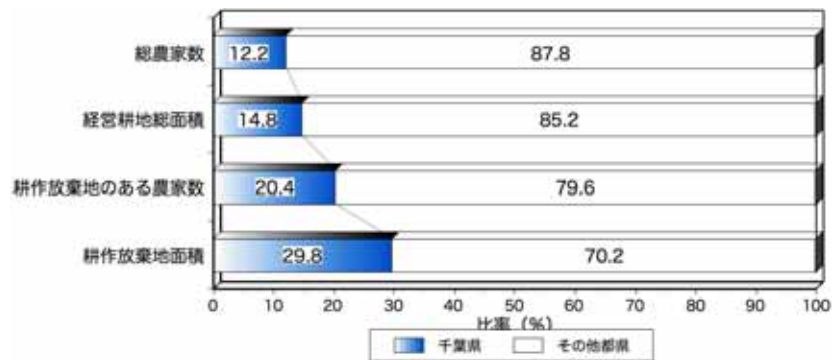
- 1.(資料)「農林業センセス」農林水産省、平成 12 年、平成 17 年
- 2.耕作放棄地のある農家率=耕作放棄地のある農家数/総農家数*100(%)
- 3.耕作放棄地率=耕作放棄地面積/(経営耕地面積+耕作放棄地面積)*100(%)
- 4.1戸当たり耕作放棄地面積=耕作放棄地面積/耕作放棄地のある農家数(ha/戸)
- 5.耕作放棄地のある農家率の高い都道府県は農家率 35%以上

関東管内における千葉県における耕作放棄地発生上の特徴

関東管内において、耕作放棄地のある農家総数のうち千葉県は 21%、耕作放棄地面積は 30%を占め、千葉県において耕作放棄地対策は農業振興・農地対策上重要な施策課題

関東管内における千葉県の耕作放棄地指標に関する占有状況をみると、耕作放棄地のある農家数のうち 20.8%、耕作放棄地面積では 29.8%を占めている。こうした指標は、同じ関東管内において、総農家数及び経営耕地面積における千葉県占有率をそれぞれ 8 ポイント、15 ポイント上回っている状況が示すとおり、千葉県において耕作放棄地対策は関東管内の他都県にくらべ、重要な施策課題のひとつといえる。

< 広域(関東農政局管内)における千葉県の耕作放棄地の占有状況(平成 12 年) >



(注) 1.(資料)「農林業センセス」農林水産省、平成 12 年

2. 総農家数比率=千葉県内総農家数/関東局管内農家総数*100(%)

3. 耕作放棄地面積比率=千葉県内耕作放棄地面積/関東局管内耕作放棄地面積*100(%)

4. 耕作放棄地のある農家数比率=千葉県内耕作放棄地のある農家数/関東局管内耕作放棄地のある農家総数*100(%)

5. 耕作放棄地面積比率=千葉県内耕作放棄地面積/関東局管内耕作放棄地面積*100(%)

谷津田と耕作放棄地の関係

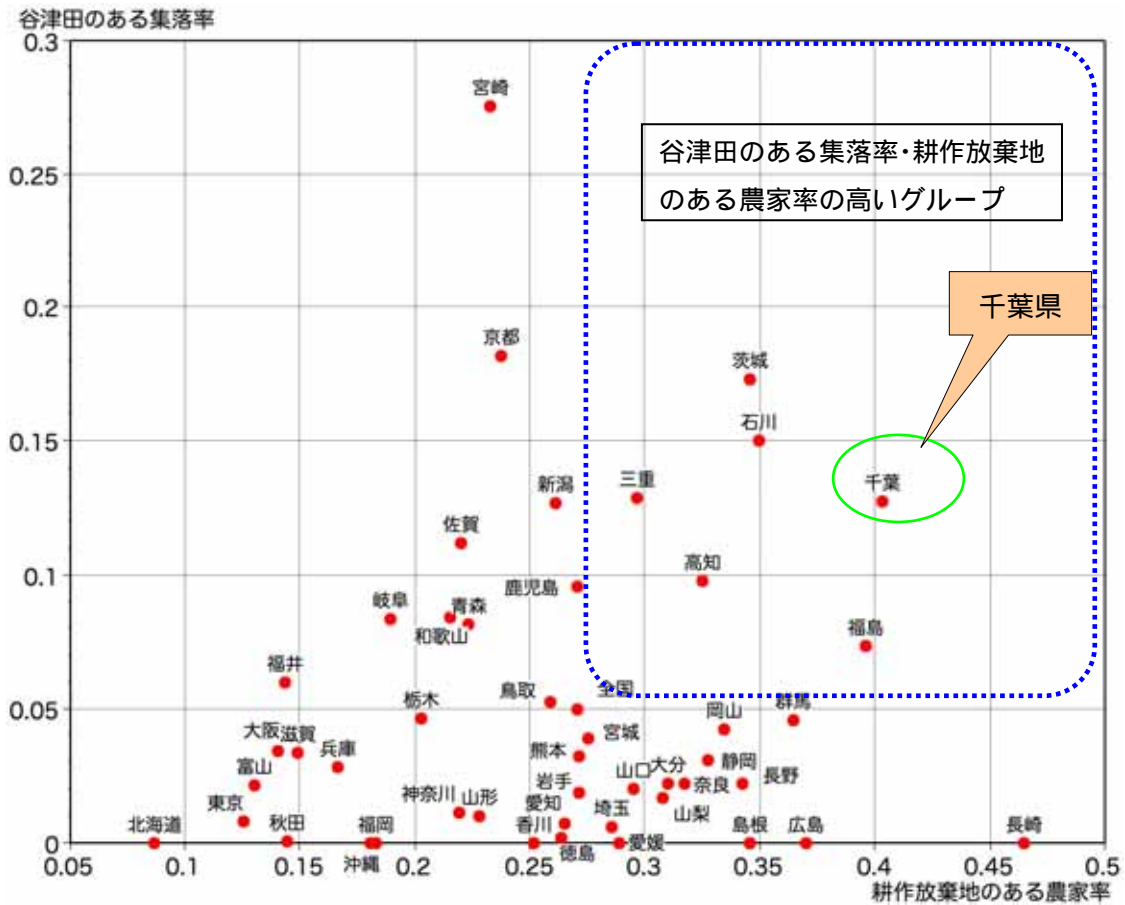
谷津田での耕作条件の厳しさが耕作放棄地発生たる背景理由のひとつ

前記における指標が示すとおり、千葉県は、関東管内並びに全国的にみても谷津田が比較的多く分布する地域のひとつであると共に、合わせて耕作放棄地を保有している農家が多いという特徴があげられる。

したがって、例えば、「谷津田のある集落率と耕作放棄地のある農家率」との関係でみると、「千葉県は福島県、茨城県、石川県、三重県、高知県、鹿児島県」などと共に、集落率及び農家率とも高いグループに属し、現状において耕作条件厳しくなっている状況を考慮すると、谷津田の賦存が耕作放棄地発生の背景のひとつもなっていることが推測される。

それゆえに、谷津田保全対策が耕作放棄地対策と密接な関係が考えられ、谷津田の有効利用・環境保全対策が農業振興・農地保全への大きな効果が期待される。

< 谷津田と耕作放棄地の地域別特性(平成 12 年) >



(注) 1.(資料)「農林業センセス」農林水産省、平成 12 年
 2. 谷津田のある集落率=谷津田のある集落数/集落総数
 3. 耕作放棄地のある農家率=耕作放棄地のある農家数/農家総数

(3)東葛飾地域における農地の動向

1)東葛飾地域における農地移動状況

農地が減少した集落

野田市を含む千葉県北西部の 9 市を範囲とする「東葛飾地域」は、県内でも有数の都市化、宅地化の拡大がすすんでいる地域のひとつであるが、こうした都市化や宅地化の拡大にともない農地の転用と縮小が進んでいる。

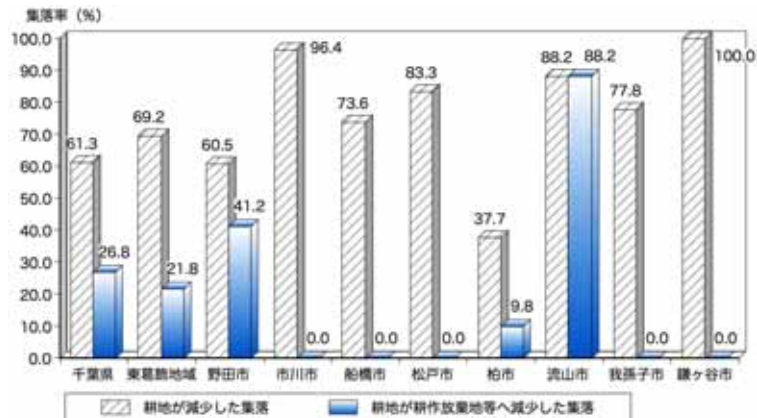
例えば、「過去 10 年間に耕地が減少した集落数(農林業センセス、平成 12 年)」は、千葉県全体で 2,155 集落を数え、うち東葛飾地域は 263 集落と県全体の 12.2% を数える。

< 東葛飾地域における過去 10 年間の農地減少集落数(平成 12 年) >

	総集落数	過去 10 年間農地 が減少した集落数	うち		変化がな かった 集落数	農地が増 加した 集落数
			転用 した集落 数	耕作 放棄地や 原野化し た集落数		
	集落	集落	集落	集落	集落	集落
千葉県	3,513	2,155	1,213	942	1,350	8
東葛飾地域	380	263	180	83	117	0
野田市	114	69	22	47	45	0
市川市	28	27	27	0	1	0
船橋市	53	39	39	0	14	0
松戸市	54	45	45	0	9	0
柏市	61	23	17	6	38	0
流山市	34	30	0	30	4	0
我孫子市	27	21	21	0	6	0
鎌ヶ谷市	9	9	9	0	0	0

- (注) 1.(資料)「農林業センセス」農林水産省、平成 12 年
 2. 東葛飾地域のうち、浦安市は都市的地域のため除く。
 3. 市町村合併により、野田市分は旧関宿町分、柏市には旧沼南町分を含んだ数字である。

< 東葛飾地域における過去 10 年間の農地減少集落率(平成 12 年) >



- (注) 1.(資料)「農林業センセス」農林水産省、平成 12 年
 2. 耕地減少集落率=耕地が減少した集落数/総集落数*100(%)
 3. 耕作放棄地等にともない耕地減少集落率=耕作放棄地等にともない耕地減少集落数/総集落数*100(%)

したがって、過去 10 年間に耕地が減少した集落率では、千葉県平均が 61.3%、東葛飾地域が 69.2%となり、やはり県平均にくらべ宅地化が進む東葛飾地域では農地が減少した集落が目立っている状況にある。

そうした状況の中で、調査対象である野田市においても過去 10 年間に農地が減少した集落は 114 集落中 69 集落を数える。

土地利用転換の要因

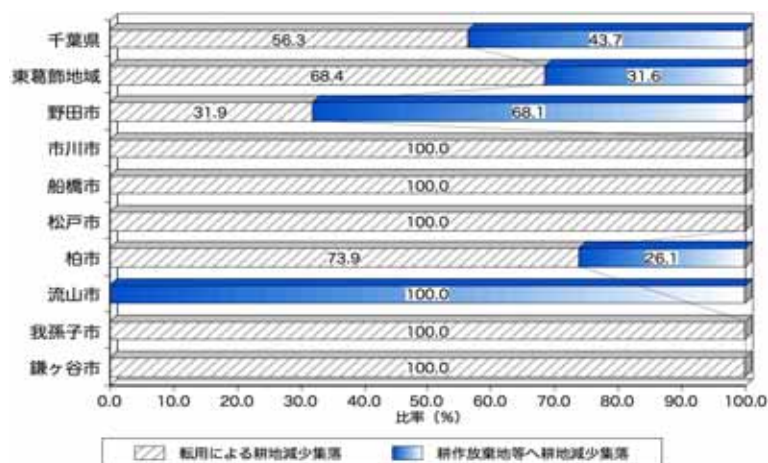
野田市など東葛飾地域北部において、農地減少の中心的な要因は耕作放棄地化などの拡大が要因のひとつ

野田市(旧関宿町分を含む)内において過去 10 年間に農地が減少した集落数は 69 集落を数えているが、農地減少の原因が耕作放棄地や遊休化となっている集落率は 41%に達し、東葛飾地域では流山市に次いで高い割合を示している。

さらに、過去 10 年間(すなわち平成年代はじめ)において東葛飾地域内で農地が減少した集落について、減少要因を施設整備や宅地化などの「転用」による場合と、「耕作放棄地化や遊休化」による場合に区分すると、千葉県全体では転用理由による場合が 56.3%であるが、東葛飾地域ではその割合は 68.4%と、やはり県内でも宅地化が進む東葛飾地域では旺盛な土地需要などを背景として、農地転用が農地減少理由の中心になっていることが明らかである。

これに対し、野田市の場合のそれは 31.9%に止まり、流山市と共に、耕作放棄地化・遊休化が中心的な理由であり、東葛飾地域北部において、耕地の耕作放棄地化・原野化の防止・抑制が農地保全環境面で重要な課題となっている。

< 東葛飾地域過去 10 年間に耕地減少要因別集落の内訳(平成 12 年) >



(注) 1.(資料)「農林業センセス」農林水産省、平成 12 年

2. 比率=転用理由による耕地減少集落数(耕作放棄地等による耕地減少集落数)/耕地減少集落総数*100%)

東葛飾地域における耕作放棄地の発生状況

野田市における耕作放棄地の発生状況

東葛飾地域内の耕作放棄地のうち約4割は野田市が占め、耕作放棄地率20%を超えるのは野田市1市のみ

現在(平成17年農業センサス)、野田市(旧関宿町分を含む)において、市内に発生している耕作放棄地は512haに達し、過去5年間に240ha(88.2%)増え、増加率では千葉県平均並びに東葛飾地域平均を上回る増加率を示し、耕作放棄地の増加傾向が深刻化しつつある。

したがって、耕作放棄地率は千葉県平均が15.5%、東葛飾地域平均が15.0%であるのに対し、野田市では23.9%に達している。しかも東葛飾地域内では20%を超えるのは野田市のみとなっている状況である。

こうした状況から、野田市内の耕作放棄地は千葉県全体のほぼ3%程度、東葛飾地域内の38%と約4割を占めにあり、東葛飾地域内でも野田市の耕作放棄地の解消は急務となっている。

< 地域別耕作放棄地の動向(平成12~17年) >

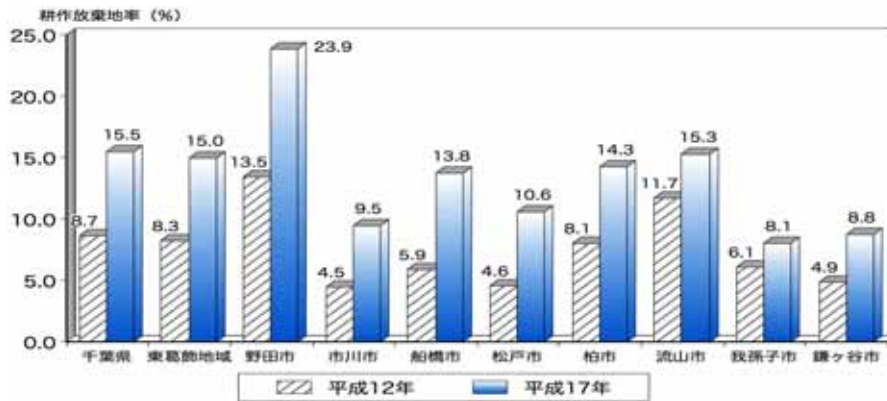
	耕作放棄地面積		5年間の増減
	平成12年	平成17年	
	ha	ha	ha・%
千葉県	9,556	17,058	7,502 78.5
東葛飾地域	756	1,350	594 78.6
野田市	272	512	240 88.2
野田市占有率	2.8 36.0	3.0 37.9	-

(注)1.(資料)「農林業センサス」農林水産省、平成12年・平成17年

2.増減欄のうち、上欄は増加数(ha)、下欄は増加率(%)

3.占有率欄のうち、上欄は千葉県に対する野田市の比率(%)、下欄は東葛飾地域における野田市の比率(%)

<東葛飾地域内の耕作放棄地率比較(平成12年、平成17年)>



(注) 1. (資料)「農林業センセス」農林水産省、平成12年・平成17年
 2. 耕作放棄地率=耕作放棄地面積/(経営耕地面積+耕作放棄地面積)*100(%)

耕作放棄地の保有状況

野田市の耕作放棄地は自給的農家及び土地持ち非農家の保有が主体

現在、野田市内に分布する512haの耕作放棄地面積の保有状況を農家種別で見ると、販売農家が28%、自給的農家が31%、土地持ち非農家が41%という内訳であり、千葉県平均並びに東葛飾地域平均とくらべ、自給的農家の比率が大きい。

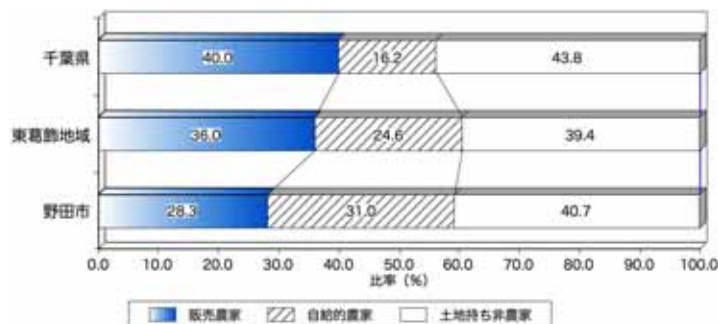
したがって、耕作放棄地対策に取り組むうえで、土地利用転換対策と共に、大規模経営農家(経営体)への農地の流動化の促進、市民農園や直売事業の拡大など自給的農家等の運営への参加を促すしくみづくりなど、自給的農家及び土地持ち非農家にも視点を当てた対応が必要と考えられる。

<東葛飾地域における耕作放棄地の保有形態(平成17年)>

	耕作放棄地面積	うち販売農家	うち自給的農家	うち土地持ち非農家	耕作放棄地率
	a	a	a	a	%
千葉県	1,705,762	682,194	276,978	746,590	15.5
東葛飾地域	134,977	48,550	33,186	53,241	15.0
野田市	51,206	14,510	15,873	20,823	23.9
市川市	4,674	2,382	858	1,434	9.5
船橋市	18,069	7,553	3,673	6,843	13.8
松戸市	8,463	1,779	1,358	5,326	10.6
柏市	31,835	10,930	7,567	13,338	14.3
流山市	8,192	4,962	2,683	547	15.3
我孫子市	8,404	4,974	586	2,844	8.1
鎌ヶ谷市	4,134	1,460	588	2,086	8.8

- (注) 1. (資料)「農林業センセス」農林水産省、平成 17 年
 2. 東葛飾地域のうち、浦安市は都市的地域のため除く。
 3. 市町村合併により、柏市には旧沼南町分を含んだ数字である。

<形態の内訳(平成 17 年)>



(注) (資料)「農林業センセス」農林水産省、平成 17 年

野田市における地区別にみる農地移動状況

ア. 福田地区における農地移動の特徴

江川地区を含む福田地区(旧福田村)は市内で耕地減少が進んでいる地区のひとつ

<野田市地区区分図>



地区(農林業センセスによる旧市町村の範囲)ごとに、「過去 10 年間に耕地が減少した集落数(農林業センセス、平成 12 年)」の発生状況をみると、過去 10 年間に何らかの理由で農地が減少した集落数は市全体で延べ 69 集落を数える。

地区別では北部の二川地区の 13 集落、関宿地区の 11 集落、梅郷地区の 10 集落と、梅郷地区を除くと、市内北部(旧関宿町)の 2 地区に多い。

このうち、対象である「江川地区」は福田地区(旧福田村)に含まれ、農地減少集落は 9 集落と梅郷地区に次いで旧野田市内では耕地が減少した集落数の多い地区のひとつとなっている。

- (注) 1. 平成 15 年に野田市と関宿町が市町村合併したため、野田市分は旧野田市と旧関宿町分の合計値
 2. 図中の上欄は農林業センセスにおける地区名(旧市町村名)、下欄は野田市の行政区分による地区名

< 過去 10 年間耕作地が減少した集落数 >

	総集 落数	過 去 10 年間耕地 が減少し た集落数	うち		変化がな か っ た 集 落 数	耕地が増 加 した 集 落 数	
			転用 した集落 数	耕作 放棄地や 原野化し た集落数			
	集落	集落	集落	集落	集落	集落	
野 田 市	114	69	22	47	45	0	
旧 野 田 市	福 田 地 区	13	9	0	9	4	0
	川 間 地 区	8	3	0	3	5	0
	野 田 地 区	4	4	1	3	0	0
	旭 地 区	11	4	0	4	7	0
	梅 郷 地 区	15	10	7	3	5	0
	七 福 地 区	8	6	1	5	2	0
旧 関 宿 町	木間ヶ瀬地区	20	9	1	8	11	0
	二 川 地 区	22	13	5	8	9	0
	関 宿 地 区	13	11	7	4	2	0

(注) 1. (資料)「農林業センセス」農林水産省、平成 12 年

2. 東葛飾地域のうち、浦安市は都市的地域のため除く。

3. 市町村合併により、野田市分は旧関宿町分、柏市には旧沼南町分を含んだ数字である。

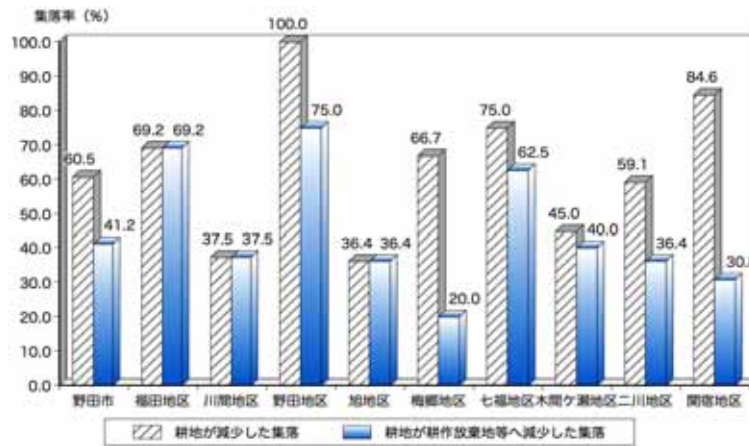
農地減少の要因

耕作放棄地対策が福田地区における耕地縮小抑制や保全の鍵となる状況

次に、地区ごとに「耕作放棄地化や遊休化」が原因となって農地が減少した集落率をくらべると、野田市平均が 41.2%であるが、中心市街地を形成する野田地区の 75.0%を筆頭に、福田地区 69.2%、七福地区 62.5%と続き、福田地区は市平均を 28 ポイントほど上回り、市内では耕作放棄地や遊休農地の拡大が農地の減少の大きな要因となっている地区のひとつである。

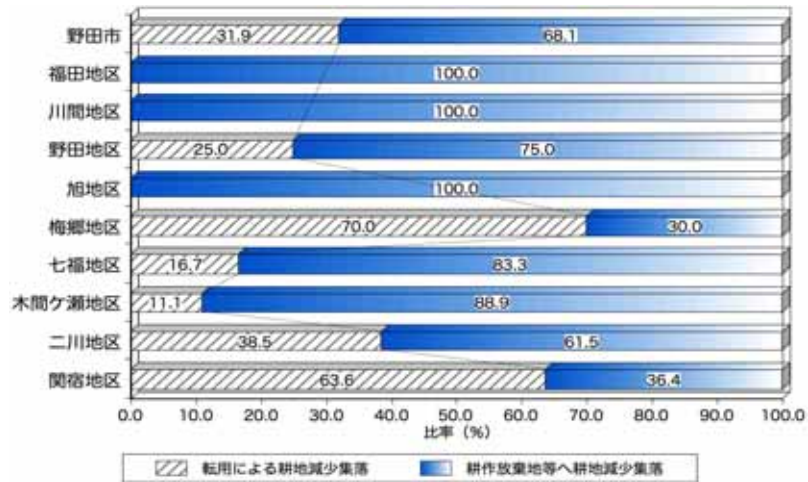
したがって、福田地区など農地が減少している地区では、耕作放棄地対策が農地減少に歯止めをかけることができる取組のひとつと考えられる。

< 地区別過去 10 年間に農地が減少した集落率(平成 12 年) >



- (注) 1.(資料)「農林業センセス」農林水産省、平成 12 年
 2.耕地減少集落率=耕地が減少した集落数/総集落数*100(%)
 3.耕作放棄地等にともない耕地減少集落率=耕作放棄地等にともない耕地減少集落数/総集落数*100(%)

< 地区別過去 10 年間に農地減少要因別集落の内訳(平成 12 年) >



- (注) 1.(資料)「農林業センセス」農林水産省、平成 12 年
 2.比率=転用理由による耕地減少集落数(耕作放棄地等による耕地減少集落数)/耕地減少集落総数*100(%)